

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、以下の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
宇都宮市	宇都宮都市計画道路事業 3・3・105号産業通り(大和)	栃木県宇都宮市江曾島本町字蛙沼並びに江曾島本町、 陽南3丁目、陽南4丁目、大和1丁目、大和2丁目、 大塚町及び八千代1丁目 地内

2 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 令和4年6月19日から事業地内の土地建物等を有償で譲渡そうとする者は
次の事項を施行者に届けなければなりません。

- (イ) 当該土地建物等
- (ロ) その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
- (ハ) 当該土地建物等を譲渡そうとする相手方
- (ニ) その他事項
(提出書の提出先は、宇都宮市建設部道路建設課)

- (2) (1)の提出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡すできません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

3 この事業の補償等については、土地収用法が適用されます。

4 この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市建設部 道路建設課 TEL 028-632-2503(事業、工事について)

建設用地室 TEL 028-632-2507(用地取得、補償等について)

令和4年6月8日 宇都宮市告示第177-2号 宇都宮市長

